

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、公告する。

令和 7 年（2025 年） 7 月 11 日

下関市長 前 田 晋太郎

記

1. 業 務 名 下関港本港地区再整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務
2. 業務場所 下関港（本港地区、岬之町地区）
3. 業務内容 別添仕様書のとおり
4. 業務期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 17 日まで
5. 入札条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「調査・研究」に登録があり、かつ、国土交通省の建設コンサルタントの「港湾及び空港部門」に登録があること。
 - (4) 山口県内に本社又は、契約締結権を有する支店・営業所等を有すること。
 - (5) 平成 27 年度以降に国際戦略港湾又は国際拠点港湾における官民連携に係る業務若しくは、国際戦略港湾又は国際拠点港湾における港湾計画の改訂業務（一部変更を含む）において官公庁と元請として、受託実績を有する者であること。
 - (6) 本委託業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手

続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市港湾局経営課 下関市東大和町一丁目 10 番 50 号
- (2) 期間 令和 7 年 7 月 11 日（金） 9 時から
令和 7 年 7 月 28 日（月） 11 時まで

7. 入札参加申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式 1）に入札条件(3)、(5) の内容が確認できる書類を添付し、持参又は書留郵便その他発送事実を証することができる方法により郵送すること。
- (2) 入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書（様式 2）で通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格確認通知書を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を港湾局経営課に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

8. 入札参加申請期間

令和 7 年 7 月 11 日（金） 9 時から令和 7 年 7 月 23 日（水） 17 時まで。
なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また申請期間を経過した場合は受理しない。

9. 質問の方法

- (1) 本業務に関する質問は、ファクシミリによること。
下関市港湾局経営課 FAX 番号 083-233-0860
- (2) 質問の受付期限は、令和 7 年 7 月 18 日（金） 12 時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

10. 入札方法

- (1) 入札者は、入札書（様式 3）に必要な事項を記入し、記名押印の上、これを封筒に入れて、下記 11 に示す入札の場所及び日時に提出すること。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分

の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人による入札の場合、委任状（様式4）を提出すること。

(5) 入札場所への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1名までとする。

11. 入札の場所及び日時

(1) 場所 下関港国際ターミナル 3階 会議室
下関市東大和町一丁目10番50号

(2) 日時 令和7年7月28日（月） 11時

12. 入札保証金 下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13. その他

(1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

(2) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

(3) 入札参加者が、開札日までに入札に関する条件を満たさなくなったときは、入札に参加することはできない。

(4) 入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの

イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの

ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの

エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの

オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの

カ 虚偽の申請を行った者のしたもの

キ 金額を訂正した入札書によるもの

ク 明らかに連合によると認められるもの

(6) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認めたときは入札を中止し、または延期する場合がある。

(7) 落札者が、契約までに入札に関する条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。